

令和5年度下半期の財政状況を公表します

問 財政課(☎27-2712)

市条例に基づき、令和5年度下半期(令和5年10月から令和6年3月まで)の財政状況をお知らせします。

今回公表する財政状況は、令和6年3月31日現在のものです。令和5年度分の未収・未払い金を整理する出納整理期間(令和6年4月・5月)の歳入・歳出は含んでいませんので、令和5年度の決算状況とは異なります。令和5年度決算状況は、決算が議会に認定された後、本紙で公表します。

※金額は端数調整し、1万円未満の金額は四捨五入して表記しています

※詳しくは市HPを確認してください



▲市HP

市の予算には、一般会計、特別会計、公営企業会計があります

一般会計

皆さんの暮らしに身近な事業を行うための、市の基本的な会計です。

特別会計

特定の事業を行う場合や、使い道が決まっている特定の収入(保険料など)によって運営している会計です。

公営企業会計

市が直接運営する事業で、民間企業に準じた経理を行っている会計です。

一般会計・特別会計

会計名	予算額	歳入			歳出		
		収入済額	うち下半期分	執行率	支出済額	うち下半期分	執行率
一般会計	906億7,338万円	811億9,074万円	450億1,246万円	89.5%	768億9,471万円	425億3,892万円	84.8%
特別会計	小型自動車競走事業費	260億4,596万円	241億5,712万円	92.7%	236億5,080万円	124億1,129万円	90.8%
	学校給食センター事業費	23億6,972万円	22億4,153万円	94.6%	20億2,599万円	12億4,737万円	85.5%
	国民健康保険	199億2,503万円	184億984万円	92.4%	179億65万円	107億9,300万円	89.8%
	後期高齢者医療	27億4,175万円	27億2,796万円	99.5%	24億8,424万円	16億1,621万円	90.6%
	介護保険	184億4,479万円	179億7,863万円	97.5%	164億362万円	92億456万円	88.9%

公営企業会計

会計名	勘定区分	収入予算額	収入済額	うち下半期分	執行率	支出予算額	支出済額	うち下半期分	執行率
水道事業	収益的収入および支出	44億4,844万円	44億4,081万円	22億7,743万円	99.8%	41億6,386万円	35億2,122万円	15億8,398万円	84.6%
	資本的収入および支出	14億1,282万円	14億8,292万円	14億5,154万円	105.0%	37億9,635万円	34億60万円	3億9,864万円	89.6%
公共下水道事業	収益的収入および支出	28億2,528万円	27億1,425万円	7億8,386万円	96.1%	27億8,714万円	25億2,313万円	11億6,067万円	90.5%
	資本的収入および支出	21億9,409万円	18億8,950万円	12億2,808万円	86.1%	31億5,690万円	26億837万円	6億1,333万円	82.6%
農業集落排水事業	収益的収入および支出	4億1,840万円	4億2,375万円	9,107万円	101.3%	4億255万円	3億4,132万円	1億5,962万円	84.8%
	資本的収入および支出	2億589万円	2億1,163万円	1億4,349万円	102.8%	3億293万円	2億9,892万円	1億4,756万円	98.7%
特定地域生活排水処理事業	収益的収入および支出	1,469万円	1,466万円	368万円	99.8%	1,339万円	1,173万円	492万円	87.6%
	資本的収入および支出	1,592万円	1,127万円	931万円	70.8%	1,844万円	1,533万円	724万円	83.1%
病院事業	収益的収入および支出	181億9,787万円	171億1,258万円	88億1,995万円	94.0%	188億1,458万円	178億5,116万円	103億2,074万円	94.9%
	資本的収入および支出	7億7,870万円	7億7,769万円	4億3,728万円	99.9%	15億223万円	14億5,881万円	8億1,283万円	97.1%

※収益的収入および支出＝企業の経営活動に伴い発生する収支

※資本的収入および支出＝企業の将来の経営活動に備えて行う建設・整備などに伴い発生する収支

令和6年度個人住民税(市民税・県民税)の定額減税を実施します

問 市民税課(☎27-2716・☎27-2717)

令和6年度の個人住民税の所得割額から、納税者および配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円を減税します。

※減税額は、所得割額が上限です(均等割への減税の適用はありません)

【対】 合計所得金額が1805万円以下の個人住民税所得割額が課税される人

※均等割のみ課税される人は対象外

個人住民税の納め方により

定額減税の実施方法が異なります

【給与から徴収されている人】

6月の給与では徴収を行いません。定額減税後の税額を11分割して、7月から令和7年5月まで徴収します。※定額減税が適用されない人は通常どおり6月から年12回で徴収します

【自分で納めている人】

1期(6月納期)分から減税額を控除します。

※控除しきれない場合は、2期(8月納期)分以降に順次控除します

【公的年金から徴収されている人】

10月支給の年金に対する税額から

減税額を控除します。
※控除しきれない場合は、翌支給月分以降に順次控除します

定額減税の額は、税額決定通知書または納税通知書で確認してください

【給与から徴収されている人】

5月13日に勤務先へ税額決定通知書を発送しています。

【自分で納めている人、公的年金から徴収されている人】

6月11日(火)に納税通知書を発送します。

* *

減税しきれない額がある場合、後日給付金が支給されます。対象者には通知を発送する予定です。詳細は決まり次第市HPなどでお知らせします。



▲市HP

問い合わせの場合は

必ず手元に通知書の用意を!

問い合わせの場合は、必ず手元に税額決定通知書または納税通知書を用意してください。

表1 国保税額の基準となる所得額と減額割合

世帯員(世帯主と被保険者)の前年所得の合計	減額割合
43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】 以下の場合	7割を減額
43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】 + (29万5,000円×被保険者数) 以下の場合 令和5年度は29万円	5割を減額
43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】 + (54万5,000円×被保険者数) 以下の場合 令和5年度は53万5,000円	2割を減額

表2 年間の課税額の上限

	変更前	変更後
医療分	65万円	65万円 (変更なし)
後期高齢者 支援金分	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	17万円 (変更なし)

均等割・平等割が減額となる所得基準を変更

所得に応じて7割・5割・2割です。このうち5割減額と2割減額の所得基準が、本年度から表1のとおり変更となります。

課税額の上限を変更

国保税の課税額は、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合算して計算されます。3つの項目にはそれぞれ年間の課税額の上限が定められています。このうち後期高齢者支援金分の課税上限額が、本年度から表2のとおり変更となります。

国民健康保険税(国保税)の計算方法が変わります

問 国民健康保険課(☎27-2736)



▲市HP